

何でも相談してください

障がいのあるかたのより身近な相談先として「障がい者相談員」がいます。障がい者相談員は、障がいのあるかたやその家族などが選ばれ、当事者や家族の悩みについて、地域での相談や助言等を行っています。こんなことを相談してもいいのかな、と迷った時は、まず障がい者相談員へ相談してみませんか。

- 《相談例》
- 「同じ経験をしているかたのアドバイスがほしい」
 - 「些細(ささい)な悩みだけれど誰かにきいてほしい」
 - 「障がいのあるかたの仲間がほしい」

■相談申し込み先・問い合わせ先
 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178
 障がい者相談支援事業 ☎31-0692/☎32-7529



障害基礎年金

問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

国民年金加入中や、20歳前の病気、けがで障がいの状態(精神の障がいも含む)になったときは、一定の要件を満たせば障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金が受けられる要件

- ①初診日(病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満のかたで日本国内に住所を有していること。(老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けているかたは該当しない場合があります)
- ②初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)があること。

- ③障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障がいの状態になっていること(身体障害者手帳の認定とは異なります)
- ④20歳前に初診日がある場合は、20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障がい年金を受けられます。(本人の所得制限があります)

※障害基礎年金の裁定は日本年金機構で行います。また、請求をしても認定されない場合もあります。

※初診日に・・・
 厚生年金に加入のかたは、西宮年金事務所 ☎0798-33-2944
 共済組合に加入のかたは、各共済組合にお問い合わせください。

スポーツしてみませんか？

第27回障がい児・者とのふれあい市民運動会の様子



障がい児・者とのふれあい市民運動会は、平成元年からはじまり今年で27回目を迎えました。参加者も300人を超え、フラインクデイスクやグラウンドゴルフに人気のパン食い競争などの競技を行い、障がいのあるなしに関わらずいっしょに爽やかな汗をかくて交流を深めています。

また、今年開催されました第9回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会では、本市からはフラインクデイスク・水泳・陸上競技・サウンドテーブルテニスに参加され、おふたりのかたが陸上競技のソフトボール投げと水泳の50メートル自由形で金メダルを獲得されています。

「やってみよう」と思われたあなた！
 いっしょにはじめましょう！

■開放事業のご案内
 保健福祉センター運動室では、障がいのあるかたもいないかたも、子どもから高齢者まで皆さんでご利用いただけます。運動室開放の時間をもうけています。また、隣接の水浴訓練室では、障がい者開放事業「障がい児開放事業」を行っています。なお、開放事業には指導者はいません。ご利用にあたっては、事前にお問い合わせください。

■からだを動かしたり、スポーツをやってみたくても障がいがあるのでは不安と思われているかたは、いらつしやいませんか？

毎月1回保健福祉センター1階の運動室において、障がい者とのスポーツ交流ひろばを開催し、レクリエーションやボッチャ風船バレーなどの軽スポーツを、障がい者スポーツ指導者協議会のかたがたの指導の下で障がいのあるかたもいないかたもいっしょに楽しまれています。

問い合わせ先

- 【障がい児・者とのふれあい市民運動会・障害者のじぎくスポーツ大会については】
 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178
- 【しょうがい者とのスポーツ交流ひろばについては】
 芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7530/☎32-7529
 スポーツ推進課 ☎22-7910/☎22-1633
- 【運動室の開放事業については】
 保健福祉センター受付窓口 ☎31-0675/☎32-7529
- 【水浴訓練室の開放事業については】
 水浴訓練室 ☎31-0609/☎31-0614



計画相談支援・障害児相談支援について

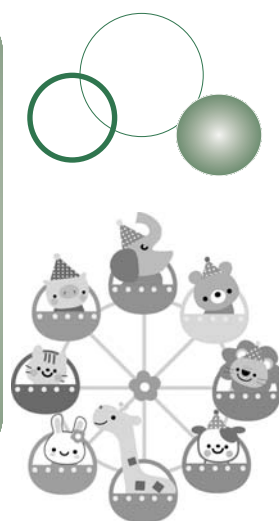
障がいのあるかたや保護者、支援者(以下「本人等」)の希望のもとに、相談員が今ある資源を活用して本人等の望む生活に近づきよう、サービス等利用計画を作成するものです。

平成27年4月より、国の方針どおり、原則として計画相談を伴わない障害福祉サービスの決定は行わないことになっています。新規サービスの申請や既存のサービスの変更は下記の事業所にご相談ください。

相談＆問い合わせ先一覧

- 芦屋市社会福祉協議会
 - 芦屋ハートフル福祉公社
 - 芦屋メンタルサポートセンター
 - 三田谷治療教育院
- いずれも4事業所共通
 ☎31-0692/☎32-7529
 ✉sodanshien@ashiya-shakyo.com

- 協和メディカル
- ☎78-8770/☎78-8771
 ✉toshi-medical@rice.ocn.ne.jp



緊急・災害時要援護者台帳登録申請書を提出してください

災害時において、「自らの命は、自分で守る」ことは基本であり、平常時から家族で災害から身を守るという「自助」の意識を持つことは、大変重要なことですが、災害は突然やってくるため、地域のかたと助け合い「自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る」という「共助」もより重要となります。

緊急・災害時要援護者台帳は、障がいのあるかたが緊急・災害時に避難が遅れたり、安否がわからないといった状況にならないよう、ご本人の同意の範囲で関係機関に避難方法や連絡先などの情報を伝え、平常時から地域と関わり合いを持ち、緊急・災害時に生かすものですので、下記に該当し、申請書を未提出のかたは登録にご協力をお願いします。

すでにご登録いただいているかたで、登録時は支援の必要はなかったが、現在平常時からの見守りを希望されるかたなど登録内容の変更があればお知らせください。

なお、個人情報については、ご本人の同意の範囲でのみ利用し、厳格に管理しています。

- 対象者
 身体障害者手帳の1・2級をお持ちのかた
 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

このマーク、みたことありますか？

電車等の公共交通機関では優先座席に車椅子やマタニティマークなどが標されている。一般的に知られているものもありますが、下記のマークはご存じでしょうか。

一言で障がいといっても、さまざまに必要支援もそれぞれ異なります。

例えば、肢体に障がいがあり、車椅子を使用されるかたは、車の乗り降りの際は、通常よりも広い駐車場を必要とします。

また、外見からはわかりにくい呼吸器等の障がいのあるかたは、少しの距離の移動でも疲れ、休憩を必要とすることや、ベースメーカーを入れてあるかたは、近くで電子機器を使用されると不安に感じることがあります。

このように感じていると、周囲に遠慮し、自ら思いを伝えることができないかたもいます。

そのため、一人ひとりが障がいについて知り、気付きを持つことで、小さなことでも意識して行動でき、より過ごしやすい社会づくりへと進んでいきます。

そこで今回は、障がいを理解するための第一歩として、障がいに関するマーク

障がいに関するマーククイズ

マークと説明を線で結んでみましょう！

- ① **身体障害者標識**
 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークです。
- ② **ハート・プラスマーク**
 「身体内部(心臓・呼吸機能・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能)に障がいのあるかた」を表しています。
- ③ **バリアフリー法(旧ハートビル法)シンボルマーク**
 高齢者、身体障がいのあるかたが利用しやすい特定建築物であることを表しています。(車いす用のトイレや目の不自由なかたも利用しやすいエレベーターの設置)
- ④ **耳マーク**
 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。
- ⑤ **オストメイトマーク**
 人工肛門・人工ぼうこうを造設しているかた(オストメイト)のための設備があることを表しています。

をクイズ形式にしました。楽しく学びながら、生活の中で役立てることで、障がいのあるかたもいないかたも、過ごしやすい社会づくりを目指しましょう。

★ ★
 答えは4面にあります！
 外に出かけるときは、マークをまちで探してみましょう！



「芦屋市サポートファイル」について

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

「サポートファイル」とは、支援を必要とするかたに対して、成長の過程で途切れない支援を行うことを目的に作成するファイルです。

- 内 容 生育歴、緊急時の対応・診断名等の情報、成長の記録が記入できます。
- 使 い 方 保育所・幼稚園から小学校への入学時や初めてサービスを利用する時等に提示して、ご本人の生育歴や生活の状況等を伝えるための補完的情報として活用するとともに、支援者とのコミュニケーションのきっかけとして活用できます。病院や学校等で何度も同じことを説明するといった、保護者の負担も軽減されます。また、記録・保管ともにご本人と保護者が行います。
- 配布窓口
 ◆市役所(障害福祉課・子育て推進課・学校教育課) ◆保健センター
 ◆市内公立保育所・幼稚園 ◆特別支援教育センター ◆すくすく学級
 ◆障がい者相談支援事業



「障害者」の「害」表記について



本市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については、変更せずに引き続き「害」の字を使っています。